

令和7年度 町 県 民 税 の申告と確定申告についてのご案内

牟岐町役場
税務会計課

★町県民税の申告について

令和6年中の収入・必要経費及び所得控除について申告してください。(令和6年1月1日～令和6年12月31日)
税務署に確定申告をされる人、給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が当町へ提出されている人、所得が公的年金等に係る所得のみで支払者から公的年金等支払報告書が当町へ提出されている人は、原則、申告不要です。ただし、各種所得控除(医療費控除、雑損控除等)を追加する人や年の途中で退職し、年末調整のできていない人は申告してください。

★国民健康保険税の申告について

国民健康保険に加入されている世帯については、町県民税で申告不要となる人を除き、所得の有無によらず、必ず申告してください。申告がない場合、国民健康保険税の軽減審査の対象外となります。

『不利益にならぬように必ず自主申告をしましょう』

なお、町県民税並びに所得税の確定申告は**3月17日**が期限ですが、次のとおり納税相談会場を設けますので、ご利用下さい。

※納税相談日程 **2月27日～3月3日**は役場での受付は行っておりません。

令和7年	2月17日	月	9:00～17:00	役場1階 応接室	灘、古牟岐、東の東
	18日	火	9:00～17:00	//	東の中、同倫
	19日	水	9:00～17:00	//	東の西、川長、天神前
	20日	木	9:00～17:00	//	関、清水、杉王
	21日	金	9:00～17:00	//	山田、大谷
	25日	火	9:00～17:00	//	本町、中の島、上の町
	26日	水	9:00～17:00	//	西浦、内妻
	27日	木	9:30～16:00	小松コミュニティセンター	辺川、喜来、橘、赤水
	28日	金	9:30～16:00	平野コミュニティセンター	西又、笹見、平野、川又
	3月3日	月	9:00～12:00	出羽島漁村センター	出羽島
	4日	火	9:00～17:00	役場1階 応接室	予備日
	5日	火	9:00～17:00	//	予備日

役場の相談会場は1階です。指定された日にご利用ください。

来場の際は、次の書類等をお持ちください。

- ①源泉徴収票、領収書などの申告書作成に必要な書類
- ②マイナンバー確認書類及び本人確認書類

混雑緩和のため、ご自身がお住まいの地区の相談受付日にお越しください。

牟岐町役場税務会計課 ☎72-3410 ・ 阿南税務署 ☎(0884) 22-0414

※阿南税務署は自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

*** 阿南税務署よりお知らせ ***

◆申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、国税庁ホームページをご確認ください。



詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください

◆確定申告会場のご案内

会 場	日 時
阿南税務署 3階大会議室 (所在地：阿南市富岡町滝の下4-4)	令和7年 2月17日(月)～3月17日(月) 8:30～16:00【相談開始は9:00から】(土・日及び祝日を除く。)

①確定申告会場設置期間前は、申告相談を行っておりません。

②確定申告会場では、申告書作成について、ご自分の「スマートフォン」を用いた操作・作成指導を行っております。
マイナンバーカードをお持ちの方は、暗証番号※をご持参ください。

※暗証番号は、利用者証明用電子証明書用(数字4桁)及び署名用電子証明書用(英数字6～16桁)の2種類です。

③駐車場が大変混雑しますので、極力、公共交通機関をご利用ください。

◆確定申告会場へ来場される方へ

◎入場整理券が必要です

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

入場整理券の配付方法には、2通りあります。

①オンラインで 事前発行(来場を希望される日の2営業日前までに発行してください。)



LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

②確定申告会場で 当日配付

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

配付状況は国税庁HPから確認できます。

◎感染症対策のお願い

入場の際の検温及び手指消毒の実施にご協力をお願いいたします。

○来場の際は、次の書類を必ずお持ちください。

①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

②マイナンバーカード等の本人確認書類

※申告書はできるだけ自分で作成していただき、お早めに提出してください。

マイナンバーの記載は、申告書を提出する際、毎回必要になります。



裏面もご覧ください。

阿南税務署から確定申告に関するお知らせ

確定申告・納税の期限

◎令和6年分の確定申告・納税の期限は、

所得税及び復興特別所得税 …令和7年3月17日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税…令和7年3月31日(月)
贈与税 …令和7年3月17日(月)
となっています。ぜひご自宅からe-Taxをご活用ください。

確定申告書の作成は
コチラ！



確定申告



スマホやパソコンでご自宅から申告を！

確定申告は便利なe-Taxで！

e-Taxを
利用すると…

申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税
贈与税 3月17日(月)

消費税及び地方消費税 3月31日(月)

e-Taxのご利用に当たっては
事前に準備が必要です



さあ！ネットで申告



① **自宅等からネット(スマートフォン・パソコン)で申告**
税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等からネットで提出(送信)できます。
また、令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマホ向けの画面になるなど、スマホ申告がますます便利になっています。

② **24時間いつでも利用可能**
メンテナンス時間を除き、いつでも利用可能です。

③ **還付がスピーディー**
e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。
※ 自宅等からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています。

④ **添付書類を提出省略**
生命保険料控除の証明書等の添付書類は提出不要です(自宅で保管)。

1 マイナンバーカード(電子証明書)の取得
住民票のある市町村に交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。
マイナンバーカードの交付に関するご質問については、住民票のある市町村窓口へお問合せください。

2 ICカードリーダー又はスマートフォンの用意
マイナンバーカードに対応したICカードリーダー又は、地方公共団体情報システム機構が運営する「公共認証サービスポータルサイト」でご確認の上、用意してください。

なお、マイナンバーカードを利用して申告される方は、利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)のパスワードが必要です。



対応機種はこちら！

【マイナンバーカードをお持ちでない方も！】
ID・パスワード方式でe-Tax申告ができます！
用意するもの ①ID(利用者識別番号)②パスワード(暗証番号)
※ 発行を希望される方は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

確定申告書等作成コーナーはこちら



確定申告などに関するお問い合わせについて

内容によって、お問合せ先が異なります。
間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようにお願いします。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎ 0570-01-5901

※ 全国一律市内通話料金でご利用いただけます。

【受付時間】

令和7年2月3日(月)～2月14日(金)(休祝日を除く。)

令和7年2月17日(月)～3月17日(月)(休祝日を除く。)

令和7年2月24日(月)、3月2日(日)、3月9日(日)、3月16日(日)

※上記期間以外 月曜日から金曜日(休祝日及び12月29日から1月3日を除く。)9:00～17:00



9:00～18:00

9:00～20:00

9:00～17:00

受付時間は時期により延長する場合がありますので、最新情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金)。

確定申告電話相談センター

☎ 0570-00-5901

自動音声案内に従い『0』を選択してください。 ※ 全国一律市内通話料金でご利用いただけます。

【受付時間】：令和7年1月17日～3月17日まで

月曜日～金曜日(祝日を除く。) 8:30～17:00

日曜日(3月2日に限る。) 8:30～17:00

チャットボット

AI(人工知能)を活用した税務相談チャットボット「ふたば」では、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットから24時間(メンテナンス時間を除く。)所得税や消費税の確定申告に関するご相談やインボイス制度に関するご相談を受け付けています。

質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力いただくとAIが自動回答します。



← チャットボット「ふたば」へのご相談はこちら

振替納税について

振替納税

こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

【詳細情報】

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

① 所得税・消費税の依頼書の提出(初回のみ)

② 確定申告

③ 口座引落しで納付